

## 平成 31 年度広報やながわ「柳川市ふるさとレポーター」実施要領

「柳川市ふるさとレポーター」は、本市について、多様な目線で自ら取材し、その内容を広報紙に掲載することで、広く情報を市民と共有し、開かれた行政づくりを目的とする。

### 1 市民レポーター

- (1) 募集人員 2人（4月1日時点で18歳以上）
- (2) 任期 年度末まで
- (3) 謝礼 1回掲載につき1,000円

### 2 ふるさとレポーターの仕事

現在、広報に毎月1日号に掲載している市民のひろばの1枠（記事500字程度、写真数枚）を担当。市内のイベントや市民の取り組みなどを取材し、原稿を作成する。

（具体例）

- ・地域特有の変わったお祭り
- ・高齢者を支える取り組み
- ・隠れた名人、職人の紹介 など

取材対象については月1回の会議に出席し、他のレポーターや市職員と話し合いながら決定する。

6月1日～来年4月1日号の11回掲載（5月1日号は、募集期間の都合上掲載なし）

### 3 募集方法

3月1日号と市公式サイトにて募集。応募多数の場合には、申請用紙の内容をもって書類審査を行う。

### 4 選考

応募申込書の内容を企画課広報広聴係で書類審査し、市長決裁とする。

5 スケジュール

3月	上旬	3月1日号でレポーター募集
	中旬	
	下旬	レポーター決定
4月	上旬	会議で、6月1日号の取材内容を決める
	中旬	
	下旬	
5月	上旬	6月1日号分の取材及び原稿作成締切り
	中旬	6月1日号の最終校正。 会議で、7月1日号の取材内容を決める
	下旬	
6月	上旬	6月1日号発行 7月1日号分の取材及び原稿作成締切り
	中旬	7月1日号の最終校正。 会議で、8月1日号の取材内容を決める
	下旬	
7月	上旬	7月1日号発行 8月1日号分の取材及び原稿作成締切り
	中旬	8月1日号最終校正。 会議で、9月1日号の取材内容を決める
	下旬	
以後、翌年2月まで繰り返し…		
翌年 3月	上旬	3月1日号発行 3月1日号で翌年のレポーター募集 4月1日号分の取材及び原稿作成締切り
	中旬	4月1日号の最終校正。
	下旬	翌年度のレポーター決定
翌年 4月	上旬	4月1日号発行
	中旬	
	下旬	